

平成29年度 第11回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成30年2月22日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第10回定例会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第5回臨時会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第39号 宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について
- 日程第6 議案第40号 宮古島市立小中学校開校準備室設置要綱の制定について
- 日程第7 議案第41号 宮古島市立学校管理規則の一部改正について
- 日程第8 議案第42号 宮古島市いじめ防止基本方針について
- 日程第9 議案第43号 宮古島市いじめ防止対策連絡会設置要綱の制定について
- 日程第10 議案第44号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について
- 日程第11 そ の 他 小中学校卒業式告辞について
- 日程第12 そ の 他

議案第39号

宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年2月22日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

組織・機構の見直し、事務移管等により規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会組織規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

部	課	係
教育部	教育総務課	総務係 学校施設係
	学校教育課	学務係 指導係 小中学校開校準備室
生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育係
		文化振興係 文化財係
	市民スポーツ課	スポーツ振興係

第5条第5項の表を次のように改める。

職名	組織	職務
課長	課	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長	学校教育課	新設校の教育課程を編成する。
主幹・技幹	必要と認める課	課の特定事務を処理し、職員の担当事務を整理する。
指導主事	学校教育課	学校(幼稚園を含む。)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導助言に関する事務に従事する。
課長補佐	必要と認める課	課長の職務を補佐する。
係長	係	係の事務を補佐し、担当事務を処理する。
調整官	必要と認める課	上司の命を受けてその分掌事務を掌理し、又は特に命じられた事務を担

		当する。
主査・技査	必要と認める課	課の担当事務を処理する。
主任主事・主任技師	必要と認める課	課の高度な事務、技術的な事務を処理する。
主事・技師	必要と認める課	課の一般的な事務、技術的な事務を処理する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

教育総務課

総務係

- (1) 教育委員会会議に関する事。
- (2) 秘書業務に関する事。
- (3) 広報に関する事。
- (4) 教育予算の総括に関する事。
- (5) 県教育委員連合会及び県教育長会に関する事。
- (6) 表彰及び儀式に関する事。
- (7) 規則規程の制定及び改廃に関する事。
- (8) 地方教育行政調査に関する事。
- (9) 奨学資金に関する事。
- (10) 宮古島市の教育編さん発行に関する事。
- (11) その他、他課に属さない事。
- (12) 市費負担職員の給与に関する事。
- (13) 市費負担職員の任免、分限、懲戒、賞罰、服務、福利厚生、公務災害
その他人事に関する事。
- (14) 公印の管理及び文書の收受に関する事。
- (15) 請願及び陳情の統括に関する事。
- (16) 教育行政に関する相談に関する事。

(17) 課の庶務及び課の予算執行に関する事。

学校施設係

- (1) 教育財産の統括に関する事。
- (2) 学校施設の建設計画、設置に関する事。
- (3) 学校施設の用途変更、廃止及び処分に関する事。
- (4) 学校施設の目的外使用に関する事。
- (5) 学校施設の維持管理に関する事。
- (6) 学校施設の警備に関する事。
- (7) 学校施設に関する調査及び統計に関する事。
- (8) 学校管理物品の整備に関する事。
- (9) 学校施設台帳の整理保存に関する事。
- (10) 環境衛生作業員に関する事。
- (11) 所管区域の教員住宅の管理に関する事。

学校教育課

学務係

- (1) 児童生徒の就学に関する事。
- (2) 通学区域及び通園区域に関する事。
- (3) 学校基本調査に関する事。
- (4) 幼稚園就園に関する事。
- (5) 県費負担教職員の免許、任免、分限、懲戒、賞罰、服務、福利厚生、公務災害その他人事に関する事。
- (6) 県費負担教職員の給与の内申に関する事。
- (7) 要保護・準要保護に関する事。
- (8) 特殊教育奨励補助に関する事。
- (9) 保育料の調定、徴収及び減免に関する事。
- (10) 幼稚園就園奨励費補助に関する事。
- (11) 学校教育設備費等補助事業（理科教育等設備整備）に関する事。
- (12) 教材及び図書備品に関する事。
- (13) 教育用パソコンに関する事。

- (14) 学校配当予算及び支出伝票に関する事。
- (15) 教職員の組織する職員団体に關する事。
- (16) 課の庶務及び文書の收受に關する事。
- (17) その他学務に關する事。

指導係

- (1) 学校経営及び幼稚園経営についての指導助言に關する事。
- (2) 教育課程及び教育内容についての指導助言に關する事。
- (3) 教科用図書に關する事。
- (4) 学校行事の承認及び指導に關する事。
- (5) 学校安全教育及び独立法人日本スポーツ振興センターに關する事。
- (6) 学校保健の計画及び実施に關する事。
- (7) 幼児、児童、生徒及び教職員の健康診断に關する事。
- (8) 学校の環境衛生に關する事。
- (9) 教育実習に關する事。
- (10) 県費負担教職員及び幼稚園教職員の研修に關する事。
- (11) 校長連絡会、教頭連絡会に關する事。
- (12) 特殊教育及び就学指導に關する事。
- (13) 生徒指導及び進路指導に關する事。
- (14) 学校教育に係る調査研究に關する事。
- (15) 学校教育団体の育成指導に關する事。
- (16) その他教育指導に關する事。

小中学校開校準備室

- (1) 新設校の教育課程の編成に關する事。
- (2) 新設校の組織体制に關する事。
- (3) 新設校の教材備品及び管理備品の整備に關する事。
- (4) 地域及び保護者への新設校の教育内容の周知に關する事。
- (5) その他教育長が必要と認める事。

生涯学習振興課

社会教育係

- (1) 社会教育の振興に關する事。

- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育指導員に関すること。
- (4) 社会教育に関する条例、規則、規程等に関すること。
- (5) 社会教育施設の設置、管理運営及び廃止に関すること。
- (6) 社会教育施設の運営の指導助言に関すること。
- (7) 社会教育団体の指導育成に関すること。
- (8) 青少年の教育及び健全育成に関すること。
- (9) 成人式に関すること。
- (10) 課の庶務及び文書の収受に関すること。
- (11) 青少年問題協議会に関すること。
- (12) その他社会教育及び青少年に関すること。
- (13) 生涯学習の振興に関すること。
- (14) 生涯学習基本計画、基本構想に関すること。
- (15) 生涯学習フェスティバルに関すること。
- (16) 生涯学習人材バンク及び情報提供に関すること。
- (17) ボランティア活動に関すること。
- (18) 人権教育に関すること。
- (19) 視聴覚教育に関すること。
- (20) その他生涯学習に関すること。

文化振興係

- (1) 文化活動の総合企画に関すること。
- (2) 芸能、演劇、音楽、講演会、展示会等、芸術文化の振興に関すること。
- (3) 文化団体、サークル育成に関すること。
- (4) 学術機関、団体との協力に関すること。
- (5) 課の庶務及び文書の収受に関すること。
- (6) その他文化活動に関すること。

文化財係

- (1) 文化財の調査、研究、指定、廃止及び保護に関すること。
- (2) 文化財保護審議会に関すること。

- (3) 宮古上布保持団体に関する事。
- (4) 文化財の維持管理に関する事。
- (5) ユネスコ活動に関する事。
- (6) 市史編さんに関する事。
- (7) 市史編さん委員に関する事。
- (8) 宮古馬の保存に関する事。
- (9) その他文化財に関する事。

市民スポーツ課

スポーツ振興係

- (1) スポーツの振興に関する事。
- (2) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に関する事。
- (3) 生涯スポーツに関する事。
- (4) 体育施設の建設計画、設置及び廃止に関する事。
- (5) 体育施設の維持管理に関する事。
- (6) 課の庶務及び文書の収受に関する事。
- (7) 保健体育の企画、調査、研究及び情報交換に関する事。
- (8) スポーツ教室、大会、講習会の開設及び運営に関する事。
- (9) 市民の体力づくりに関する事。
- (10) 各種スポーツ団体に関する事。
- (11) 学校体育施設解放に関する事。
- (12) 佐良浜スポーツセンターに関する事。
- (13) その他保健体育に関する事。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第40号

宮古島市立小中学校開校準備室設置要綱の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年2月22日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

学校規模適正化による学校の統合により新設校の設置が必要になることから、新設校の教育課程を編成する事務を行う部署を設置する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立小中学校開校準備室設置要綱

(目的)

第1条 学校規模適正化による学校の統合により新設校の設置が必要になることから、教育課程の編成等、新設校のよりよい教育環境の整備のため、宮古島市教育委員会組織規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第4号）第12条の規定によりこの訓令を定めるものとする。

(名称)

第2条 教育部学校教育課に宮古島市立小中学校開校準備室(以下「開校準備室」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 開校準備室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 新設校の教育課程の編成に関すること。
- (2) 新設校の組織体制に関すること。
- (3) 新設校の教材備品及び管理備品の整備に関すること。
- (4) 地域及び保護者への新設校の教育内容の周知に関すること。
- (5) その他教育長が必要と認める事項

(構成人員)

第4条 開校準備室の人員は、5人以内とする。

(経費)

第5条 開校準備室に要する経費は、予算に定められた金額とする。

(報告)

第6条 開校準備室は、事務処理に関し計画を立て、その進捗状況について随時教育部長に報告するものとする。

(庶務担当課)

第7条 開校準備室の庶務は、教育部学校教育課で行う。

(関係部課)

第8条 開校準備室の関係部課は、教育部の学校教育課及び教育総務課とする。

2 その他、教育長が必要と認めた場合は、関係部課を追加することができる。

(設置期間)

第9条 開校準備室の設置期間は、教育長が必要と認める期間とする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

議案第41号

宮古島市学校管理規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年2月22日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成27年度から沖縄県の保健医療部が主管し「学校欠席者情報収集システム」(学校サーベイランス)が県内全幼小中学校において一斉導入され、これまでの学校から教育委員会への報告方法を改める必要があることから本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校管理規則の一部を改正する規則

宮古島市立学校管理規則（平成17年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「出席停止報告書（様式第8号）」を「学校欠席者情報収集システム」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第4条の表平良図書館北分館の部を削る。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第23条第1項の表中「

平良図書館	資料係 奉仕係	館長、主幹、補佐、係長、 調整官、主査、主事
城辺図書館		
平良図書館北分館		

」を「

平良図書館	資料係 奉仕係	館長、主幹、補佐、係長、 調整官、主査、主事
城辺図書館		

」に改め、同条第2項中「、」を「及び」に改め、「及び平良図書館北分館」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第42号

宮古島市いじめ防止基本方針について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年2月22日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条により、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう求められていることから、本市における「宮古島市いじめ防止基本方針」を策定し、取り組みの一層の充実を図っていく必要があることから本案を提案します。

議案第43号

宮古島市いじめ防止対策連絡会設置要綱の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年2月22日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条「いじめ問題対策連絡協議会の設置」及び「宮古島市いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関の連携強化を図り、いじめ防止等の対策を推進することを目的として本案を提出します。

別紙

宮古島市いじめ防止対策連絡会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、宮古島市いじめ防止基本方針に基づき関係機関との連携強化を図るための運営に必要な事項を定めるものである。

（設置と目的）

第2条 機関の名称は、宮古島市いじめ防止対策連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

2 連絡会は、宮古島市のいじめ防止対策の取り組みについての現状や課題を関係者と共有し、宮古島市のいじめ防止の取り組み充実に向けた提言を行うために設置する。

（組織）

第3条 連絡会は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）学校関係者2名（小・中各1名）
- （2）宮古教育事務所1名
- （3）児童相談所1名
- （4）宮古島警察署1名
- （5）PTA連合会1名
- （6）学校教育課長
- （7）前号に定める者のほか、宮古島市教育長が必要と認める者

2 前項の各号に掲げる者（以下「評議員」という。）は、教育長が委嘱する。

（評議員の任期）

第4条 評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 連絡会の会議は、学校教育課長が招集する。

- 2 連絡会議に議長と副議長を選任する。
- 3 連絡会議は、評議員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議長は、会議の議事の参考人を出席させ、意見を求めることができる。
- 5 連絡会議は、毎年2回以上行い、学校教育課長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

（会議の議題）

第7条 会議録は学校教育課指導主事が作成し、宮古島市教育委員会教育長に報

告する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 評議員への報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

(守秘義務)

第9条 評議員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

付 則

この要項は、平成30年3月1日から施行する。

議案第44号

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年2月22日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成29年12月議会定例会において宮古島市立学校設置条例の一部改正があり、宮島小学校の閉校が決定したことから、宮島小学校の通学区域を狩俣小学校の通学区域に変更する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1 宮島小学校の部を削り、同表中「

狩俣小学校	狩俣	平良字狩俣1～4114
-------	----	-------------

」を「

狩俣小学校	狩俣	平良字狩俣1～4114
	島尻	平良字島尻14～1529
	南静園	〃 888
	大神	平良字大神6～203

」に改める。

別表第2中「狩俣小学校区域と宮島小学校区域を併せた区域とする。」を「狩俣小学校区域と同一区域とする。」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。